

令和 8 (2026) 年度 飯山市国民健康保険事業計画

1 目 的

飯山市国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに必要な保険給付を行うため、令和 8 (2026) 年度における運営の基本方針と主な取組について定めるものである。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査・特定保健指導を行い、生活習慣病の早期発見と予防に努めることにより、医療費の抑制を図る。また、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画）に基づき、令和 11 (2029) 年度までに特定健診受診率 60%以上、特定保健指導実施率 60%以上を目指す。

(2) 普及啓発事業・疾病予防事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防及び医療費の適正化を図るための普及啓発事業を実施する。

(3) 人間ドック費用の助成

人間ドックに係る費用の一部を助成することにより、受診しやすい環境をつくるとともに、疾病の早期発見、健康への意識高揚を図る。また、節目年齢対象者への受診勧奨を行うことにより受診機会の向上に努める。

(4) 財政基盤の安定化の確保

適切な国民健康保険税率について調査を行う。また保健事業の推進による医療費の抑制等経営努力に取り組み、財政の安定化を図る。

(5) 医療費適正化の推進

レセプトの内容点検、資格点検、重複・頻回受診者対策に取り組み、医療費適正化の推進を図る。

(6) 適用適正化の推進

被保険者資格の適正な適用事務を行うため、資格の的確な把握を行い適用の適正化に努める。

(7) 広報啓発事業の推進

被保険者はもとより、広く市民に対して国保制度・国保財政、医療費の実態、健康づくり、マイナ保険証の利用促進などのための広報活動を推進する。

(8) 実施体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業の実施を図る。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内 容
特定健康診査事業	生活習慣病の予防に着目した特定健康診査事業を効果的・効率的に実施するため集団健診、個別健診を実施し被保険者の健康の増進を図る。 また、未受診者対策として、通知等による受診勧奨を行う。 （対 象 者）40 歳から 74 歳までの被保険者 （実施方法）・集団健診（各地区公民館等会場：市内 13 会場、延 28 回予定） ・個別健診（医療機関で受診） （自己負担）無料（本人希望により実施する詳細健診の場合は自己負担あり） （案内方法）健康カレンダー（健診日程）の全戸配布、広報誌やホームページ掲載、未受診者への勧奨（ダイレクトメール等） ○未受診者対策及び継続受診対策 ・健診申込をしていない被保険者に集団健診申し込み可能な返信用はがきを送付。 ・健診申込済の被保険者へ受診日程、会場入り圧着はがきを送付。 ・健診未受診者に再勧奨はがきを 10 月に送付し、11 月の二次健診受診や通年個別健診実施について呼びかける。 ・市民向け健康ポイント事業への参加を呼びかけ、ポイントの満点取得者には記念品を贈る。
健康づくり事業	市民が集まる機会を活用し、フレイル予防等を目的とした健康測定や保健指導を実施することで、生活習慣病予防に関する正しい知識の周知及び健康意識の向上を図る。あわせて特定健診の受診率の向上及び地域住民の主体的な健康づくりの推進を図る。 （実施内容）簡易健康測定を実施し、参加者の健康状態の把握を支援。測定結果をもとに、管理栄養士及び健康運動指導士が生活習慣の改善に関する個別指導・助言を行い、市民の健康づくりへの意識向上を図る。 （実施時期）令和 8 年 10 月 3 日（土）、4 日（日）（秋まつりのコーナー） （対象者）65 歳以上の国保被保険者
特定保健指導事業	特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化された被保険者に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。 （対 象 者）特定健診受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者 （実施方法）・市保健師（健康増進係）による指導 ・北信総合病院、飯山赤十字病院に委託（ドック受診者） （自己負担）なし

普及啓発事業・疾病予防事業	健康に関する正しい知識の普及啓発と健康への意識の高揚を図るための事業を実施する。 ○市政広報番組を通じての啓発事業 健康に関する番組を作成し、ケーブルテレビ（i ネット飯山）で放映することにより、健康に対する意識の高揚を図る。 （実施時期） 通年 ○糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 医療機関未受診者、糖尿病治療中断者に対する受診勧奨を行う。またハイリスク者に対し保健指導を行い、重症化予防を図る。 ○有所見者を対象にした健診結果説明会の開催による生活習慣病重症化予防
人間ドック費用の助成	人間ドック費用の一部を助成することにより、受診しやすい環境をつくるとともに、疾病の早期発見、健康への意識高揚を図り受診機会の向上に努める。 （実施時期） 通年 （対 象 者） 35 歳以上の国保被保険者 （助 成 額） ・ 日帰り 20,000 円 ・ 1 泊 2 日 25,000 円 ・ 節目年齢※ 30,000 円 ※ 5 歳毎の節目年齢（35・40・45・50・55・60・65・70 歳） （案内方法） 広報誌・ホームページへの掲載や節目年齢対象者には通知を送付
財政基盤の安定化の確保	○県が示す市町村標準保険料率を参考に税率の見直しを行い、県が進める国民健康保険料（税）水準の統一に向け取り組む。 ○特定健康診査事業を始めとした保健事業の推進により医療費の抑制を図る。 ○国民健康保険税の収納率を維持するとともに、未納者の解消に向けた対策を収税係とともに検討する。
医療費適正化の推進	○レセプトの内容点検を行い、疑義のあるレセプトについて再審査請求。 （実施時期） 通年 （実施方法） レセプト点検の専門知識を有する団体に委託し実施 ○レセプトの資格点検を行い、過誤調整及び不当利得等の請求。 （実施時期） 通年 （実施方法） レセプトの資格・種別の調査等、過誤のあるレセプトの調整及び不当利得等の請求を職員が実施 ○医療費負担の仕組みや健康への認識を深めることを目的に、診療を受けた被保険者に対して、医療機関名や費用額等を記載した医療費通知の送付。 （実施時期） 年 1 回 ○後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の送付 ジェネリック医薬品の利用促進のため、調剤を受けた被保険者に対しジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減見込額を記載した利用差額通

	知の送付。 (実施時期) 年間 2 回 (4 月調剤分、10 月調剤分) ○第三者行為及び不正不当利得の返還請求の実施
訪問相談の実施	重複・頻回受診、重複多剤の被保険者を抽出し、保健師による訪問相談を行うほか、重複服薬等対象者については、適正服薬指導に対する薬剤師会連携事業(県事業)により薬剤師会と連携し、薬剤師による薬学的指導を行う。
適用適正化の推進	○資格の適正化について ①国民年金第 1 号・第 3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して、国保の資格を確認する。確認後、国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対し、保険資格の異動手続きを促す。 ②国民年金第 2 号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、会社等を退職したことにより厚生年金等の資格を喪失した者に対して、国保加入の手続きを促す。 ③被保険者資格の的確な把握を行うため、12 月～2 月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象として調査を行い適用の適正化に努める。 ○居所不明被保険者の実態調査について 国民健康保険資格確認書類、医療費通知、ジェネリック医薬品利用差額通知等の返戻分について実態調査を行い、その結果を台帳に整理し、居住実態を把握できない者は市民係に住民登録の職権消除依頼を行う。 ○国民健康保険税の適正賦課について 税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。未申告者に対しては、保険税の軽減措置などが講ぜられないなど、申告の必要性を窓口やホームページ等で周知する。
広報啓発事業の推進	国保に関する記事やマイナ保険証利用について掲載し、国民健康保険制度の周知・徹底及びマイナ保険証の利用促進を図る。 ○市広報紙の活用 ○ホームページの活用 ○パンフレット等の配布 ①「国保だより」を発行し、国保制度の概要等を印刷して全戸配布 ②小冊子「国保のしくみ」を発行し、被保険者資格確認書類の更新時や新規加入手続き時に配布することにより、国保制度の周知を図る。

4 実施体制

(1) 市民環境課

【国保年金係】

- ① 総合調整・普及啓発
- ② 特定健康診査未受診者対策
- ③ 人間ドック費用の助成
- ④ 医療費適正化の推進

(2) 保健福祉課

【健康増進係】

- ① 特定健康診査、特定保健指導
- ② 普及啓発・疾病予防
- ③ 訪問相談

(3) 地域包括支援センター

【介護支援係】

- ① 普及啓発・疾病予防
- ② 高齢者活動支援

(4) 税務課

【市民税係】

- ① 国民健康保険税の賦課

【収税係】

- ① 国民健康保険税の徴収